多摩市教育委員会告示第20号

多摩市立図書館本館再構築基本構想策定委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成28年5月11日

多摩市教育委員会 教育長 清 水 哲 也

多摩市立図書館本館再構築基本構想策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 多摩市立図書館本館再構築基本構想案(以下「基本構想案」という。)の策定に 関し、必要な事項を検討するため、多摩市立図書館本館再構築基本構想策定委員会(以 下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 基本構想案の策定に関すること。
  - (2) その他基本構想案の策定に関し必要と認める事項 (構成)
- 第3条 策定委員会は、委員10人以内をもって構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、多摩市教育委員会が委嘱又は任命する。
  - (1) 学識経験者 2人
  - (2) 多摩市教育委員会委員 1人
  - (3) 多摩市図書館協議会委員 1人
  - (4) 多摩市学びあい育ちあい推進審議会委員 1人
  - (5) 多摩市都市計画審議会委員 1人
  - (6) 多摩市立小中学校長 1人
  - (7) 多摩市民 3人

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成29年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を 代理する。

(会議)

- 第6条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集する。
- 2 策定委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長は、会議に際し、原則として要点録を作成する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が 策定委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、効力を失う。